

經濟論叢

第148巻 第4・5・6号

哀 辞

故 堀江保蔵名誉教授遺影および略歴

G・マリーニズの外国為替論 (1).....	本 山 美 彦	1
19世紀末ドイツ電機工業における労働能率増進策 (4).....	今久保 幸 生	22
スコットランド坑夫繫縛制変遷概観 (2).....	加 藤 一 弘	48
アメリカ鉄鋼資本の多角的事業展開と 日米合弁企業の位置づけ (2).....	石 川 康 宏	70
低開発国におけるドラーリゼーション (dolarization).....	安 原 毅	87
持続的インフレーションと政府.....	国 宗 浩 三	104
時間選好に関する基礎的な考察.....	依 田 高 典	122
短期調整過程の二類型 (1).....	森 岡 真 史	140
追加償却会計と取替原価償却会計.....	藤 井 深	162

研究ノート

FASB 1976年討議資料に関する研究ノート	藤 井 秀 樹	181
-------------------------------	---------	-----

追 憶 文

堀江保蔵先生を偲んで.....	角 山 榮	190
堀江保蔵先生を偲ぶ.....	山 本 有 造	195

学会記事・經濟論叢 第147巻・第148巻 総目録

平成 3 年10・11・12月

京都大學經濟學會

追加償却会計と取替原価償却会計

藤 井 深

I は じ め に

本稿の対象は、第2次世界大戦後間もない1947年から1949年にかけて、アメリカ大企業の一部で行なわれた有形固定資産の取替費補充を目的とした減価償却政策である。その全体像は別図で示したとおりである。そして、本稿の課題は、有形固定資産の取替費補充に関わる5つの減価償却政策の歴史的な発生の原因、および、それらが2つの減価償却政策に収斂していく歴史的な過程の理論的および実務的要因を明らかにすることにある。

本稿では、有形固定資産の取替費補充に関わる5つの減価償却政策のうち、追加償却方式と取替原価償却方式とを取り上げた。追加償却方式の事例としては、剰余金処分方式に修正したハーキュリーズ・パウダー社を取り上げ、取替原価償却方式の事例としては、加速償却方式に修正・移行したデュポン社と利益処分方式に移行したのち加速償却方式に移行したリベイ・オウズ・フォード硝子会社を取り上げた。これらの企業が減価償却政策を変更する背景としては、アメリカ会計士協会の会計研究公報第33号および第35号を指摘したが、それらの紹介および分析は稿を改めて詳しく行いたい。

II 追加償却方式および取替原価償却方式の事例

1 追加償却方式——ハーキュリーズ・パウダー社の事例——

ハーキュリーズ・パウダー社は、1947年に、戦後建設事業に要した費用のうち当初見積を超過した部分を賄うために、132万1,663ドルの追加償却を行なった。しかし、その場合に、ハーキュリーズ・パウダー社は、追加償却費部分を

1947年		
加速償却	3社	Chrysler Corp. International Shoe Co. Artloom Carpet Co.
追加償却	5社	Republic Steel Corporation (1948年に加速償却に修正・移行) National Steel Corporation (1948年に加速償却に修正・移行) Sears, Roebuck and Co. (1948年に加速償却に移行) Hercules Powder Company (この年限り1951年に剰余金処分に修正) Scovill Manufacturing Co.
取替原価償却	9社	United States Steel Corporation E. I. duPont de Nemours & Co. The Timken Roller Bearing Company American Viscose Corporation Allied Chemical & Dye Corporation (1948年に加速償却に修正・移行) (1948年に剰余金処分を開始) California Packing Corporation American Asphalt Roof Corporation R. J. Reynolds Tobacco Company (この年限りの実務) Libbey-Owens-Ford Glass Company (1948年に利益処分に移行)
利益処分	22社	Johnson & Johnson (1948年に加速償却に修正・移行) Sun Oil Company (1948年に加速償却に修正・移行) Corn Products Refining Co. (1949年まで継続・1949で終了) United Fruit Co. Youngstown Sheet & Tube Co. (1948年に剰余金処分に修正・移行) Swift & Company (1948年に剰余金処分に移行)
剰余金処分	6社	Hercules Powder Company

1948年		
加速償却	17社	Chrysler Corp. International Shoe Co. Artloom Carpet Co. Republic Steel Corporation National Steel Corporation Sears, Roebuck and Co. United States Steel Corporation E. I. duPont de Nemours & Co. The Timken Roller Bearing Company American Viscose Corporation Allied Chemical & Dye Corporation Johnson & Johnson Sun Oil Company American Locomotive Company Bigelow-Sanford Carpet Company, Inc. General Railway Signal Company Universal-Cyclops Steel Corporation
加速償却	1社	Scovill Manufacturing Co.
取替原価償却	3社	American Asphalt Roof Corporation Struders Wells Corp. The B. F. Goodrich Company
利益処分	14社	Libbey-Owens-Ford Glass Company (1949年に加速償却に修正・移行) Armstrong Cork Company Corn Products Refining Co. United Fruit Co. (1949年に剰余金処分に移行)
剰余金処分	10社	Youngstown Sheet & Tube Co. Swift & Company Armstrong Cork Company Allied Chemical & Dye Corporation

1949年		
加速償却	21社	Chrysler Corp. International Shoe Co. Artloom Carpet Co. Republic Steel Corporation (1951年で終了) National Steel Corporation Sears, Roebuck and Co. United States Steel Corporation E. I. duPont de Nemours & Co. The Timken Roller Bearing Company American Viscose Corporation Allied Chemical & Dye Corporation Johnson & Johnson Sun Oil Company (1949年で終了) American Locomotive Company Bigelow-Sanford Carpet Company, Inc. General Railway Signal Company Universal-Cyclops Steel Corporation First National Stores, Inc. Lukens Steel Company H. H. Robertson Company Libbey-Owens-Ford Glass Company
加速償却	1社	Scovill Manufacturing Co.
取替原価償却	1社	The B. F. Goodrich Company
利益処分	4社	Corn Products Refining Co. Grain Co. Dwight Mfg. Co. Pittsburg Plate Glass Co.
剰余金処分	8社	Youngstown Sheet & Tube Co. Swift & Company (1949で終了) Armstrong Cork Co. Allied Chemical & Dye Corporation United Fruit Co. Goodyear Tire & Rubber Co. Endicott Jonson Corp. Sunshine Biscuits, Inc.

固定資産勘定から控除した未償却残高に基づいて普通償却費を算出するという少し変わった方法を採用した。また、この追加償却方式を、財務諸表本体で表示することはしなかった。監査人 LESLIE, BANKS & COMPANY は、次のような表現で、この追加償却方式を除外事項とした。

「会社は、1947年の建設費のうち過大と思われる部分を賄うために、減価償却費 (its provision for depreciation and amortization) および減価償却引当金 (the reserve for depreciation) に、132万1,663ドルを含めた。したがって、普通償却費は、この額を控除後の未償却残高 (the resulting reduced depreciable base) に基づいて算出された。もし、会社が、減価償却費を算出する基礎として、一般に認められた原価の概念を守っていたなら、当期の減価償却費および減価償却引当金は、139万734ドルだけ減少しただろうし、また、純利益および利益剰余金は、130万734ドルだけ増加しただろう。

前段の除外事項を除いて、我々の見解によれば、……」¹⁾

しかし、翌年の1948年から、ハーキュリーズ・パウダー社は、1947年の追加償却方式を継続しなくなった。これは、1951年に、ハーキュリーズ・パウダー社が、監査人の勧告を受け入れて追加償却方式を剰余金処分方式に修正した経緯から見れば、監査人の除外事項を考慮したためだと推測できる。そして、追加償却方式を継続しなくなった1948年と1949年に、監査人は、1947年の追加償却方式に関する除外事項を、1947年の内容とは異なり、追加償却方式の剰余金処分方式への修正勧告を含めた内容で、次のように表明した。

「減価償却引当金は、1947年の建設原価のうち過大と思われる部分に等しい1947年の減価償却費部分を表すおよそ130万ドルを含んでいる。1947年に行なわれたこの収益賦課は、一般に認められた会計原則に一致していないと考えられるので (is considered by us not to be in accordance with generally accepted accounting principles)、減価償却引当金のこの部分は、固定

1) *Thirty-Fifth Annual Report To the Stockholders of Hercules Powder Company For the Year Ended December 31, 1947*, p. 13.

資産勘定から控除されるべきでなく、処分済剰余金として取り扱われ(should be treated as a surplus reserve), 連結貸借対照表のリザーブ項目に含められるべきである。

前段の除外事項を除いて、我々の見解によれば、……」²⁾

ハーキュリーズ・パウダー社は、この監査人の剰余金処分方式への修正勧告を、1951年になって受け入れ、連結財政状態報告書貸方のリザーブ勘定に「過大な建設原価 (excessive construction costs)」という項目を創設し、そこに、130万734ドルを掲記した。1947年に行なった追加償却の額が132万1,663ドルであったのに対して、それを修正した剰余金処分の額は130万734ドルであった。これは、1947年の監査報告で、監査人が、もし132万1,663ドルの追加償却を行なわなかったら、純利益および利益剰余金は130万734ドル上昇しただろう、と述べているように、収益賦課方式を取り止めた結果生じた所得税の増加分2万929ドルが処分額から差し引かれたためだと推測できる。

1951年の連結貸借対照表貸方の要旨および財務諸表への注記は以下の通りであった。

連結貸借対照表貸方要旨³⁾

CONSOLIDATED STATEMENT OF FINANCIAL CONDITION

	Dec. 31, 1951	Dec. 31, 1950
Current Liabilities	39,622,056	23,086,819
Reserves		
Insurance	2,013,812	1,706,939
Pensions	11,752,900	10,662,744
Contingencies	1,582,840	1,582,840
Excessive construction costs	1,300,734	—
Miscellaneous	—	219,426

2) *Thirty-Sixth Annual Report To the Stockholders of Hercules Powder Company For the Year Ended December 31, 1948*, p. 15. *Thirty-Seventh Annual Report To the Stockholders of Hercules Powder Company For the Year Ended December 31, 1949*, p. 14.

3) *Thirty-Ninth Annual Report To the Stockholders of Hercules Powder Company For the Year Ended December 31, 1951*, p. 11.

Total Reserves.....	16,650,286	14,171,949
Stockholder's Investment	75,349,843	69,701,724
	<u>131,622,185</u>	<u>106,960,492</u>

財務諸表への注記⁴⁾

6. 過大な建設原価のためのリザーブ-----1947年に計上されたこのリザーブは、以前は減価償却引当金に含められていたものである。

このようにハーキュリーズ・パウダー社は、1947年に行なった追加償却方式を、1951年になって剰余金処分方式に修正した。1947年の追加償却方式を、1948年になって中止したのも、1951年になって剰余金処分方式に修正したのも、いずれも、監査人の除外事項および剰余金処分方式への修正勧告を受け入れた結果である。しかし、追加償却方式が収益賦課であるのに対して、剰余金処分方式は利益賦課であり、追加償却方式の剰余金処分方式への修正は、根本的な転換を意味する。だから、ハーキュリーズ・パウダー社の場合には、追加償却費を収益賦課と位置づけていたにもかかわらず、監査人が、アメリカ会計士協会の一方の態度に基づいて、利益賦課を勧告したので、2年間の熟考の後、やむなく、剰余金処分方式に修正したのだと推論できる。

この点は、ハーキュリーズ・パウダー社と同様1947年に追加償却方式を採用したリパブリック・スティール社が、同じ収益賦課たる加速償却方式に、容易に修正・移行したのと対照的である。両者とも、追加償却費を収益賦課と位置づけていた点は同じであるが、その移行形態に差異が生じたのは、公報第33号におけるアメリカ会計士協会の二元的な態度に原因がある。つまり、ハーキュリーズ・パウダー社の場合には、公報第33号の最初の部分での純利益または剰余金処分方式の勧告が修正の原因だと考えられ、他方、リパブリック・スティール社の場合には、公報第33号の最終部分での加速償却方式容認が修正・移行の原因だと考えられるのである。しかし、公報第33号の詳しい分析は稿を改めて行うことにしたい。

4) *Ibid.*, p. 12.

2 取替原価償却方式——デュポン社およびリベイ・オウonz・フォード硝子会社の事例——

1947年に取替原価償却を採用した企業は6社であった。つまり、U. S. スティール社、デュポン社、ティムケン・ローラー・ベアリング社、アライド・ケミカル・ダイ社、レイノルズ煙草会社、そして、リベイ・オウonz・フォード硝子会社である。

別図で取替原価償却方式に分類されているアメリカン・ヴィスコース社、カリフォルニア・パッキング社、および、アメリカン・アスファルト・ルーフ社の3社は、アメリカ会計士協会調査部が、「減価償却政策の変更が除外事項とされた (exception was taken to changes in depreciation policy)」として紹介した11社に含まれていた企業であり、取替原価償却を採用した企業だとは断定できない。取替原価償却を採用した企業だと確定できた上記6社のうちレイノルズ煙草会社を除く5社、および、追加償却方式を採用したと確定できたハーキュリーズ・パウダー社、リパブリック・スチール社、および、ナショナル・スチール社の3社が、調査部が紹介した11社に含まれていた点から見て、これら3社が、取替原価償却方式ないし追加償却方式を採用した可能性は非常に高いと考えられる。別図では、これら3社を、単に便宜上の理由で、取替原価償却方式に分類してある。

1947年に取替原価償却を採用した企業6社のうちレイノルズ煙草会社を除く5社の監査人は、取替原価償却方式を除外事項とした。なかでも、リベイ・オウonz・フォード硝子会社の監査人 ERNST & ERNST は、リパブリック・スチール社の追加償却方式に対する監査報告と同じく、取替原価償却方式を、除外事項としつつ、監査人独自の適性意見を述べた。

そして、1947年に取替原価償却方式を採用した企業6社のうち、U. S. スティール社、デュポン社、ティムケン・ローラー・ベアリング社、アライド・ケミカル・ダイ社の4社は、1948年に加速償却方式に修正・移行した。もっとも、アライド・ケミカル・ダイ社は、加速償却方式に修正・移行すると同時に、剩

余金処分方式も採用した。そして、リバイ・オウンス・フォード硝子会社は、1948年には利益処分方式に移行した後、1949年には加速償却方式に移行した。最後に、レイノルズ煙草会社は、取替原価償却方式を継続しなかった。

取替原価償却方式は、追加償却費を収益賦課した上で、貸借対照表貸方のリザーブ勘定に繰り入れる方法である。加速償却方式や追加償却方式と異なる点は、加速償却方式や追加償却方式が、追加償却費を収益賦課した上で、貸借対照表借方・固定資産勘定からの控除科目に繰り入れるのに対して、貸借対照表貸方のリザーブ勘定に繰り入れる点にある。

アメリカ会計士協会は、会計研究公報第34号「リザーブという用語の使い方 (Use of Term "Reserve")」(1948年10月)で、リザーブという用語の使用を、処分済留保利益 (retained income appropriated) を意味する場合に限定する勧告を行なうのであるが、この勧告に伴う議論の中で、リザーブという用語が、処分済留保利益を表すため以外に、評価性引当金や負債性引当金を表すために、および、損益計算書上で、貸借対照表貸方に創設されるリザーブに対応する賦課を示すために用いられていた、当時の状況を記述している⁵⁾。

実際、加速償却方式を採用したクライスラー社の場合も、追加償却方式を採用した5社のうちスコヴィル・マニュファクチュアリング社以外の4社の場合も、また、取替原価償却方式を採用した6社のうちU. S. スティール社およびレイノルズ煙草会社以外の4社の場合も、固定資産勘定からの控除科目たる減価償却引当金勘定はリザーブと表示されている。また、デュポン社およびアライド・ケミカル・ダイ社の場合は、評価性引当金たる減価償却引当金を、貸借対照表借方・固定資産勘定からの控除科目として表示しないで、貸借対照表貸方・リザーブ勘定に掲記しているといった状況であった。

これらの事実は、個別企業による自然発生的で多様な会計実務と、それに統一性をもたらそうとする会計制度の営為とを示しているが、このリザーブとい

5) Recommendation of Committee on Terminology 'Use of Term "Reserve"', *Accounting Research BULLETINS*, No. 34, Oct. 1948.

う用語を巡る個別企業の会計実務と会計制度との歴史的な対応関係こそは、有形固定資産の取替費補充策を巡って多様な形態が発生した主要な要因だと考えられる。しかし、この点については、稿を改めて詳しく論じることにはしたい。

以下では、有形固定資産の取替費補充策を巡る大局的動向が、加速償却方式と剰余金処分方式とへの収斂過程であったという観点から、取替原価償却方式から加速償却方式に移行したデュポン社の事例と、取替原価償却方式から利益処分方式に移行した後、加速償却方式に移行したリバイ・オウンス・フォード硝子会社の事例を紹介することにする。

(1) デュポン社の事例

デュポン社は、1947年に、戦前の2倍に達した戦後の建設原価の状況下で行なった設備拡張費を補充するために、設備拡張支出当期額の約20%にあたる2,090万ドルを、当期純利益 (net income for the year) と区別するため新たに掲記した営業・営業外純利益 (net operating and other income) から積み立て、貸借対照表貸方の「過大な建設原価 (excessive construction costs)」という新たに創設したリザーブ項目に繰り入れた。先にも紹介したように、デュポン社は、普通償却費をも、貸借対照表貸方の「減価および陳腐化 (depreciation and obsolescence)」というリザーブ項目に繰り入れている。監査人 LY-BRAND, ROSS BROS. & MONTGOMERY は、アメリカ会計士協会の会計研究公報第33号の結論部分を引用した上で、この取替原価償却を除外事項とした。

営業報告書および監査報告書の当該部分は以下の通りであった。

「こうした状況の中で、1947年1月1日に始まる1947会計年度の株主向け第1四半期報告書の中でも述べたが、当社は、これらの異常部分〔現在現場建設を不利にしている要素の事―引用者―〕を再調整した上で、全般的な建設原価水準の最終的な低下を見越して、リザーブを設定している。つまり、1947年には、そのようなリザーブのために、2,090万ドルが、収益 (earn-

ings) から積み立てられた。この額は、設備拡張支出当期額のほぼ20%に当たる。この「過大な建設原価」は、設備拡張を予定通り行ない、新しい生産能力で、顧客に奉仕し、収益を確保するための必要経費 (a penalty) だと考えてよい。この積立額は、当社のボーナス計画中の「B」級ボーナスのためのプロヴィジョンを減少させるとともに、普通株一株当たり収益を、1.51ドル減少させた。」⁶⁾

「1947年の初めに導入し、1947年の公表中間報告書に反映された手続に従って、貴社は、過大な建設原価のためのプロヴィジョンを、2,090万ドル設定し、当期純利益に達する前の、営業・営業外純利益から控除した。1947年の後半になって、アメリカ会計士協会の会計手続委員会は、一つの声明を公表した。その中で、委員会は、『委員会は、現在の価格水準によって引き起こされた過大なまたは異常な原価を表すと考えられる額を、当期収益に賦課し、設備原価を直接的に切下げる事には不賛成である』と述べた。

前段での指摘を除いて、我々の見解では、……」⁷⁾

財務諸表の要旨は以下の通りであった。

連結貸借対照表貸方要旨⁸⁾

CONSOLIDATED BALANCE SHEET, DECEMBER 31, 1947

CURRENT LIABILITIES	\$ 86,406,529
BONUS AWARDED—PAYABLE IN CASH SUBSEQUENT TO 1948 (Note 2-b)	13,004,773
CLASS "B" BONUS FUND—UNAWARDED BALANCE (Note 2-c)	2,856,765
PROVISION FOR PENSIONS (exclusive of certain funds held by Trustee of Pension Trusts—Note 4)	28,798,071
RESERVES	
Depreciation and Obsolescence	\$ 326,421,975

6) E. I. duPont de Nemours & Company Annual Report for the Year 1947 (146th Year), p. 15.

7) Ibid., p. 46.

8) Ibid., p. 41.

追加償却会計と取替原価償却会計

(355) 171

Excessive Construction Costs (Note 5)	20,900,000
Insurance and Contingencies.....	31,036,049
TOTAL RESERVES.....	378,358,024
CAPITAL STOCK AND SURPLUS	928,690,480
TOTAL.....	1,438,114,642

連結損益計算書要旨⁽¹⁾

STATEMENT OF CONSOLIDATED INCOME

OPERATING INCOME—NET	\$ 98,891,192
OTHER INCOME—NET	\$ 37,718,568
NET OPERATING AND OTHER INCOME	\$ 136,609,760
Less—Provision for Excessive Construction	
Costs (Note 5).....	20,900,000
	\$ 115,709,760
Plus—Reversion of excess reserves for Federal Taxes	
on Income provided out of income in prior years	4,300,000
NET INCOME FOR THE YEAR.....	\$ 120,009,760
Less—Dividends on Preferred Stock	10,125,658
BALANCE APPLICABLE TO COMMON STOCK	109,884,102

1948年には、デュポン社は、取替原価償却方式を中止して、加速償却方式に転換した。この取替原価償却方式から加速償却方式への転換の顛末を、デュポン社は、1948年の営業報告で詳細に説明している。取替原価償却方式から加速償却方式へ移行した4社のうち、敢えてデュポン社を紹介したのは、この詳細な説明があったからである。

つまり、デュポン社は、1947年の初めに、当期収益から過大な建設原価をプロヴァイドする問題について、独立会計士と議論したが、その時点では、彼らは、この方法が会計原則には反していないと考えていた。そこで、1947年の株主向けおよびSEC向け年次報告書の両方で、このプロヴァージョンを当期収益に賦課した。ところが、1947年の後半になって、アメリカ会計士協会の会計手続委員会が会計研究公報第33号を公表したのを受けて、独立会計士は、当初の

9) *Ibid.*, p. 42.

賛成意見を撤回し、1947年の会計に関する監査証明を限定した (and “qualified” their certificate with respect to the Company’s 1947 accounts)。1948年の中頃になると、今度は、アメリカ会計士協会の見解に沿って、SECが、SEC向け年次報告書の修正を要求してきた。これに対しては、この問題に関するデュポン社の見解は変えないで、SECの修正要求に応じ、過大な建設原価のためのプロヴィジョンを、当期純利益を表示する前、ではなく、後で控除した。こういう経過があったので、1948年には、過大な建設原価のためのプロヴィジョンを継続しないことにしたが、この問題に関する会計概念の一層の明確化が行なわれるまで、1947年に積み立てた2,090万ドルは保持することにした。しかし、アメリカ会計士協会が、使用に関連した基礎に基づいて、戦後に追加した設備に加速償却を実施する政策を「一般に認められた会計原則」という枠組み内の政策だと見なしている事は明らかなので、1948年1月1日から、生産的使用の初期の数年に戦後設備原価の一部を加速償却する政策を導入することにした¹⁰⁾、というのである。

ここには、個別企業と、個別企業の独立会計士、独立会計士の団体たるアメリカ会計士協会、および、民間団体たるアメリカ会計士協会の態度を支持する政策を取っていると一般に言われるアメリカ証券取引委員会との間の、この問題を巡るやり取りが、極めて明瞭に活写されている。つまり、デュポン社は、アメリカ会計士協会の公報第33号を背景にした監査人の除外事項、アメリカ会計士協会の態度を支持する政策を取るSECの修正要求、および、アメリカ会計士協会が、加速償却方式を、「一般に認められた会計原則」という枠組み内の政策だと見なしているだろうという推測、という、内国歳入法を除外した範囲でのアメリカ会計制度との対応関係の中で、取替原価償却方式を取り下げ加速償却方式に転換したのである。

ちなみに、デュポン社の営業報告書は、従来の研究が一般的に前提してきた、

10) *E. I. duPont de Nemours & Company Annual Report for the Year 1948 (147th Year)*, pp. 16-18.

加速償却方式への転換の制度的根拠が、会計研究公報第33号の最終部分で、取替原価償却方式を否認したすぐ後に付け加えられている極めて抽象的な但書にある事に、一つの根拠を提示してもいる。公報第33号の最終部分は以下の通りである。

「委員会は、現在の物価水準によって引き起こされた過大なまたは異常な原価を表すと考えられる額を、当期収益に賦課し、設備原価を直接的に切り下げる事には不賛成である。しかしながら、委員会は、通常の耐用年数を持つとは考えられない設備については、経済的有用性に関連した系統だった基準に基づいて適切に償却され得るという事実注意到を喚起するものである。(However, the committee calls attention to the fact that plants expected to have less than normal useful life can properly be depreciated on a systematic basis related to economic usefulness.)」¹¹⁾

このように、デュポン社は、公報第33号の最終部分を背景とした、監査人の限定、SECの修正要求およびアメリカ会計士協会の加速償却容認政策の中で、取替原価償却方式から加速償却方式に移行したのである。その場合に、1948年の営業報告書が、1948年中頃のSECの修正要求に対しては、利益処分あるいは剰余金処分に対応したと記述している点を見過ごしてはならない。アメリカ会計士協会は、公報第33号では、その後に公表した公報第35号でのように、追加償却費を、純利益決定から除外する態度を貫くことはしなかった。デュポン

11) 'Depreciation and High Costs', *Accounting Research BULLETINS*, No. 33, Dec. 1947, p. 268. この点は、多くの事実で補強できるが、ここでは、デュポン社およびU. S. スティール社の加速償却方式に関する1948年度の注記において、公報第33号が使用した「経済的有用性 (economic usefulness)」という用語が使われている事実を紹介しておく。

「独立公会計士の同意を得て、当社は、1948年1月1日から、一つの政策を採用した。この政策によれば、1948年以前に生産過程に導入されたものも含めた、戦後建設設備の原価は、経済的有用性 (their economic usefulness) が最も高い生産的使用の初期に、加速化された率で償却される。」(E. I. duPont de Nemours & Company *Annual Report for the Year 1948* (147th Year), p. 41.)

「加速された減価償却は、経済的有用性 (the economic usefulness) が最も大きい、それらの命数の最初の2、3年において、戦後施設の原価に適用できる。」(The 47th *Annual Report of the United States Steel Corporation*, p. 33.)

社が、追加償却費を収益賦課と認識していたことは明らかであるが、追加償却方式および取替原価償却方式の二極分化の側面では、個別企業による追加償却費の会計的位置づけは決定的な要因とはならず、理論的要因たる公報第33号内部でのアメリカ会計士協会の二元的な態度が決定的な要因であったのである。

(2) リベイ・オウンズ・フォード硝子会社の事例

リベイ・オウンズ・フォード硝子会社は、1947年に、設備取替または新規設備の過大な原価のための特別プロヴィジョン200万ドルを、販売費 (cost of sales) として計上し、貸借対照表貸方・リザーブ勘定に、設備取替または新規設備の過大な原価のためのリザーブ項目を創設してそこに繰り入れた。営業報告書は、当期連結純利益として、連結損益計算書の最終額を構成していた純利潤 (net profit) の金額1,117万3,075.56ドルを提示した。監査人 ERNST & ERNST に、リパブリック・スティール社の追加償却方式に対する場合と同様に、この実務を、除外事項としながらも、監査人独自の適性意見を述べた。

財務諸表の要旨は以下の通りであった。

連結損益計算書要旨¹²⁾

CONSOLIDATED PROFIT AND LOSS STATEMENT

YEAR ENDED DECEMBER 31, 1947

Net sales	\$ 99,316,130.05
Cost of sales (including depreciation and obsolescence on manufacturing properties of \$ 2,615,243.59 and provision for property replacement and/or excessive cost of new facilities in the amount of 2,000,000.00)	
	<u>72,389,525.71</u>
NET MANUFACTURING PROFIT	\$ 26,926,604.34
Add other income:	<u>1,327,036.09</u>
	28,253,640.43
Less all other expenses and deductions:	<u>17,080,564.87</u>
NET PROFIT	<u>11,173,075.56</u>

12) LIBBEY · OWENS · FORD GLASS COMPANY Annual Report 1947, p. 15.

貸借対照表貸方要旨¹³⁾

BALANCE SHEET

DECEMBER 31, 1947

CURRENT LIABILITIES	\$ 9,643,777.48
RESERVES	
For general contingencies—Note A	\$ 3,341,360.28
For rebuilding furnaces, etc.....	2,841,820.93
For property replacement and/or excessive cost of new facilities	2,000,000.00
For advertising and sales promotion	116,472.80
	8,299,654.01
EMPLOYEE STOCK PLAN CREDITS—Note B	236,812.99
DEFERRED INCOME	116,153.04
CAPITAL STOCK AND SURPLUS	52,682,656.20
	70,979,053.72

監査報告書の当該部分は以下の通りであった。

「当期には、設備取替または新規設備の過大な原価のためのリザーブが、収益への200万ドルの賦課 (a charge to operations of \$2,000,000) によってプロヴァイドされた。収益賦課 (charges to income) によるこのようなりザーブのためのプロヴィジョンは、認められた会計原則と技術的に一致するとはまだ考えられていないが、我々は、貴社の比較的大規模な設備投資や1947年度の経済状況に鑑みて、この賦課は、正当化されると考える。

前段での意見を除外すれば、我々の見解によれば、……」¹⁴⁾

1948年には、設備取替または新規設備の過大な原価のための特別プロヴィジョン300万ドルを、今度は、前年には連結損益計算書の最終額を構成していた純利潤 (net profit) から控除する形で計上し、これを控除した後で、最終額として、剰余金勘定に振り替えられた純利潤残高 (balance of net profit transferred to surplus) を表示した。そして、前年と同じ設備取替または新規設備

13) *Ibid.*, p. 17.

14) *Ibid.*, p. 14.

の過大な原価のためのリザーブ項目に繰り入れ、累積額は500万ドルになった。

ところが、営業報告書は、当期純利益としては、前年と違って、連結損益計算書上の、「純利潤 (net profit)」1,720万7,338.53ドルではなく、そこから300万ドルを控除した、最終額である「剰余金勘定に振り替えられた純利潤残高 (balance of net profit transferred to surplus)」1,420万7,338.53ドルを提示した¹⁵⁾。監査人 ERNST & ERNST は、前年と違って、追加償却費を除外事項とはしなかった。そして、1949年の監査報告の中では、1948年のこの実務を、「純利潤の処分 (an appropriation of net profit)」と記述した。つまり、リベイ・オウンス・フォード硝子会社は、取替原価償却方式から利益処分方式に移行したが、ここでの利益処分方式は、アメリカ会計士協会が公報第33号で考えていた、剰余金処分方式と同じ意味での利益処分方式ではなく、追加償却費を収益賦課と位置づけた利益処分方式であったのである。

財務諸表の要旨は以下の通りであった。

損益計算書要旨¹⁶⁾

PROFIT AND LOSS STATEMENT
YEAR ENDED DECEMBER 31, 1948

Net sales	\$113, 570, 904. 92
Cost of sales (including depreciation on manufacturing properties of \$ 2, 097, 562. 38)	78, 885, 504. 64
NET MANUFACTURING PROFIT	\$34, 685, 400. 28
Add other income:	1, 717, 621. 81
	\$36, 403, 022. 09
Less all other expenses and deductions:	19, 195, 683. 56
NET PROFIT	\$17, 207, 338. 53
Provision for property replacement and/or excessive cost of new facilities	3, 000, 000. 00
BALANCE OF NET PROFIT TRANSFERRED TO SURPLUS	\$14, 207, 338. 53

15) *LIBBEY · OWENS · FORD GLASS COMPANY Annual Report for 1948*, p. 2.

16) *Ibid.*, p. 11.

貸借対照表貸方要旨¹⁷⁾

BALANCE SHEET

DECEMBER 31, 1948

CURRENT LIABILITIES	\$11, 324, 388. 18
RESERVES	
For property replacement and/or excessive cost of new facilities	5, 000, 000. 00
For rebuilding furnaces, etc.	4, 204, 868. 54
For general contingencies.....	3, 341, 360. 28
	<u>12, 546, 228. 82</u>
EMPLOYEE STOCK PLAN CREDITS—Note B	335, 842. 15
DEFERRED INCOME	105, 768. 54
CAPITAL STOCK AND SURPLUS	<u>57, 961, 944. 73</u>
	<u>82, 274, 172. 42</u>

1949年になると、今度は、加速償却方式に転換し、239万2,209.19ドルを、原価および費用 (costs and expenses for the year) として計上した。また、この加速償却方式は、1946年1月1日以降に建設された追加設備に対しても遡及適用され、これに伴って、1947年および1948年には、200万ドルの取替原価償却および300万ドルの利益処分が行なわれたのではなく、229万1,114.14ドルおよび207万5,756.39ドルの加速償却が行なわれた事とし、合計額の436万6,870.53ドルが利益剰余金勘定に賦課された。これに伴い、1947年と1948年に、取替原価償却方式および利益処分方式によって、リザーブ項目に積み立てられた累積額500万ドルが、利益剰余金に戻し入れられた。この結果、差額の63万3,129.47ドルが、1948年期末残高3,375万457.02ドルへの追加調整額として示された。監査報告書は、1947年および1948年の当期純利益が、各年度の当期純利益に、200万ドルおよび300万ドルを加えた上で、今度は、加速償却費たる、229万1,114.14ドルおよび207万5,756.39ドルを減じた、1,088万1,961.42ドルおよび1,513万1,582.14ドルに修正された事を報告した。監査人 ERNST & ERNST は、加速償却方式への転換に賛同の意を表しつつ、こうした経過を詳しく報告

17) *Ibid.*, p. 13.

した。

監査報告書の当該部分および剰余金計算書は以下の通りであった。

「貴社は、1947年および1948年に、設備取替または新規設備取得の際の過大な原価を賄うために、それぞれ、200万ドルと300万ドルのプロヴィジョンを、1947年には原価および費用への掲記によって、1948年には純利潤の処分によって計上した。貴社は、今年度も引き続き、減価および陳腐化問題の検討を行ない、我々が賛同する、1947年1月1日に遡及して効果のある、1946年1月1日以降に建設された追加設備へ加速償却を適用する政策を採用した（この加速償却費は連邦所得税目的に控除可能なものとは扱われない）。設備取替または新規設備取得の際の過大な原価を賄うための500万ドルのリザーブは、利益剰余金に戻し入れられ、229万1,114.14ドルと207万5,756.39ドルの、1947年および1948年のための加速償却費は利益剰余金に賦課され、そして、1949年のためのプロヴィジョン239万2,209.19ドルは、当期の原価および費用に掲記された。この結果、1947年、1948年および1949年の純利益は、それぞれ、229万1,114.14ドル、207万5,756.39ドル、および239万2,209.19ドルだけ、もし、1947年以前に採用されていた減価償却の方法が引き続き採用されたとすればそうであった額より低くなる。つまり、1947年および1948年の純利益は、それぞれ、1,088万1,961.42ドルと1,513万1,582.14ドルに修正される。その他の点では、貴社が今年度維持した会計方針は、前年度の会計方針と一致していた。」¹⁸⁾

利益剰余金計算書¹⁹⁾

EARNED SURPLUS

Balance at January 1, 1949	\$33,750,457.02
Add:	
Net profit for the year	\$20,985,001.67
Reserve for property replacement and/or	
excessive cost of new facilities.....	\$ 5,000,000.00

18) *Annual Report LIBBEY • OWENS • FORD GLASS COMPANY*, 1949, p. 17.

19) *Ibid.*, p. 16.

Less provisions for accelerated depreciation and obsolescence applicable to prior years		
	4,366,870.53	633,129.47
		<u>\$21,618,131.14</u>
		\$55,368,588.16
Less :		
Cash dividends paid (\$5.75 per share)		<u>14,701,674.50</u>
BALANCE AT DECEMBER 31, 1949		<u>\$40,666,913.66</u>

以上のように、リベイ・オウンス・フォード硝子会社は、取替原価償却方式から利益処分方式そして加速償却方式へと形態を三転させた。取替原価償却方式から利益処分方式への転換は、公報第33号でのアメリカ会計士協会の一方の態度だけでも説明できる。しかし、利益処分方式から加速償却方式への転換は、公報第35号での利益処分方式の中止および剰余金処分方式の勧告だけでは説明できない。公報第35号が中止を勧告した利益処分方式は、追加償却費を始めとする純利益決定除外項目の表示方法に関するアメリカ会計士協会の曖昧な態度に原因をもつ過渡的な形態である。ところが、アメリカ会計士協会のこの曖昧な態度を背景として、個別企業が利益処分と呼ぶ方式には、追加償却費を収益賦課と位置づけている場合と、利益賦課と位置づけている場合との二通りの実態があったと考えられる。リベイ・オウンス・フォード硝子会社の場合は、前者に該当していたから、公報第35号を受けて剰余金処分方式に移行するのではなく、むしろ、公報第33号を受けた形で加速償却方式に移行し、他方、アームストロング・コルク会社、ヤングスタウン・シート・エンド・チューブ社およびユニティッド・フルーツ社の場合には、後者に該当していたから、公報第35号を受けて、素直に、剰余金処分方式に移行したのだと推論できる。このように、利益処分方式の二極分化の局面では、追加償却方式や取替原価償却方式の二極分化の局面とは異なり、個別企業による追加償却費の会計的位置づけが決定的な要因であったと考えられる。

III お わ り に

本稿では、有形固定資産の取替費補充を巡る5つの減価償却政策のうち、追加償却方式と取替原価償却方式とを取り上げた。追加償却方式の事例としては、会計研究公報第33号での一方の態度を背景とした監査人の勧告を受けて剰余金処分方式に修正したハーキュリーズ・パウダー社を紹介した。そして、取替原価償却方式の事例としては、同じく公報第33号でのもう一方の態度を背景として加速償却方式に修正・移行したデュポン社と、公報第33号を背景として利益処分方式に移行した後、今度は公報第35号を背景として加速償却方式に移行したリベイ・オウンス・フォード硝子会社を紹介した。

その中では、追加償却方式と取替原価償却方式とが二極分化した原因として会計研究公報第33号でのアメリカ会計士協会の二元的な態度を指摘した。他方、利益処分方式が二極分化した原因としては会計研究公報第35号を指摘すると同時に、個別企業による追加償却費の会計的位置づけの差異が決定的な原因であった点を指摘した。利益処分方式が二極分化する側面の詳しい分析および公報第33号・第35号の分析は稿を改めて行いたい。